令和８年度　町　政　懇　談　会

～ 次　第 ～

１．開　　会

２．町長あいさつ

３．説　　明

（１）町の復興状況について	【復興推進課】
（２）復興まちづくり計画（第４次）について	【復興推進課】
（３）特定帰還居住区域について	【住民生活課】
（４）営農再開に向けた取組について	【農業振興課】
（５）双葉町立認定こども園・義務教育学校について	【教育総務課】
（６）太陽光発電に関する取組について	【建設課】
（７）令和９年度町税の課税の方向性について	【戸籍税務課】

４．懇　　談　（質疑）

５．閉　　会

(1)町の復興状況について

復興推進課

(1)-1　エリアで見る双葉町のまちづくり

- 双葉町は、これまで「働く拠点」と「住む拠点（駅西住宅）」を中心にまちづくりを進めてきました。
- 今後は、「駅東地区まちづくり基本構想」に基づき、住む拠点を「暮らしの拠点」へと戦略的に発展させるとともに、町有地を中心とした残りのエリアの活用方針を検討していきます。



(1)-2　中野地区復興産業拠点における企業立地・事業再開推進

- 旧避難指示解除準備区域である中野地区では、町の新たな「働く拠点」として中野地区復興産業拠点（約50ha）を整備。
- 令和8年10月現在25件の立地が決定。21件が操業を開始。
- 被災の記録を伝え、復興を祈念する場として、県のアーカイブ拠点施設「東日本大震災・原子力災害伝承館」や復興祈念公園を整備。これらを拠点に、復興ツーリズムを育成し、町への人の流れを生み出す地域として位置づけ。



ビーエイブルイメージパース

浅野撚糸㈱双葉工場

大和ライフネクストホテルイメージパース

アルメディオ双葉工場

ビジネスホテルアルムふたば

(1)-3　JR双葉駅周辺の動きについて

- 駅前・駅前通りを中心に、公共・商業・居住機能（暮らしの機能）を集めるとともに、街路整備を一体的に進め、歩いて暮らせるまちづくりを進めています。

❶ 診療所
- 医療（内科：週3・4日）



令和5年開所

❷ 移住定住相談センター
- 移住定住相談窓口



令和6年開所

❸ イオン双葉店
- 小売（飲食・日用品）



令和7年開所

❹ MEMEGURU FUTABA
- 飲食店（3店舗）



令和8年3月開所

❺ FUTAHOME
- チャレンジショップ
- コワーキングスペース



令和7年開所

❻ 駅前通り高質化
- まちなか回遊性向上に資する道路空間整備



令和8年度基本計画策定

❼ 複合的福祉サービス拠点
- 地域包括センター/健康増進



令和9年度開所予定

❽ コミュニティセンター
- 宿泊、待合・展示、観光案内
- 公衆トイレ、EV駐車場



令和9年度開所予定

❾ 復興まちづくり支援施設
- 人が集える機能、防災機能



令和8年度基本計画策定

❿ 旧東邦銀行双葉支店
- 起業・創業者向け支援施設（スモールオフィス、会議室）



令和9年度開所予定

(2)復興まちづくり計画（第4次）について

復興推進課

(2)-1 双葉町の今後のまちづくりの方向性について(復興まちづくり計画(第四次))

- 双葉町のこれからの10年を描く「復興まちづくり計画(第四次)」について、
 町に関わる多様な方々の意見を大切にし、令和8年度末のとりまとめに向けて検討を進めています。



令和8年4月公表

計画の位置づけ

令和7年度
基本構想検討

令和8年度
基本計画・実施計画
検討

令和9年度～18年度
復興まちづくり計画
(第四次)計画期間

基本構想の検討内容

- 基本構想は、計画の骨格となる3つの要素と、
 4つの重点テーマで構成しています。

3つの要素

基本理念

大切な考え方

基本目標

4つの重点テーマ

町民(町外)のみなさんへ
- 多様な関わり方

土地利用構想
- 各エリアのまちづくりの方向性

ブランドの方向性
- 「挑戦・学び」を軸に、人とその営み

将来目標人口
～R18　700人
長期　1,500人＋α

計画の顔となる、
町の将来像の「合言葉」

基本理念

双葉ではじめる
～ ワクワクする 暮らし・ 学び・ 挑戦 ～

安心して暮らせる土台を整え、双葉町に関わるすべての人とともに、人の営みを原動力に、
学びと挑戦が日常にあふれる双葉町を目指して復興を進める

基本理念を実現する
上で大切な3つの考え
(全分野共通)

大切な考え方

1. みんなでつくる双葉
- 町に関わる全ての人がそれぞれの立場でまちを育てていく

2. 双葉らしさ
- 町の魅力や価値を掘り起こす
- 町民の誇りと愛着を育む

3. 未来へのまなざし
- 限られた資源を活かし、効率的で効果的なまちづくりを進める

基本理念を実現
する上で必要な
5つの分野別
目標

基本目標

1. 安全で住みよいまち
2. 学び・文化が広がるまち
3. 挑戦が生まれるまち
4. いきいきと健やかなまち
5. 関わりあえるまち

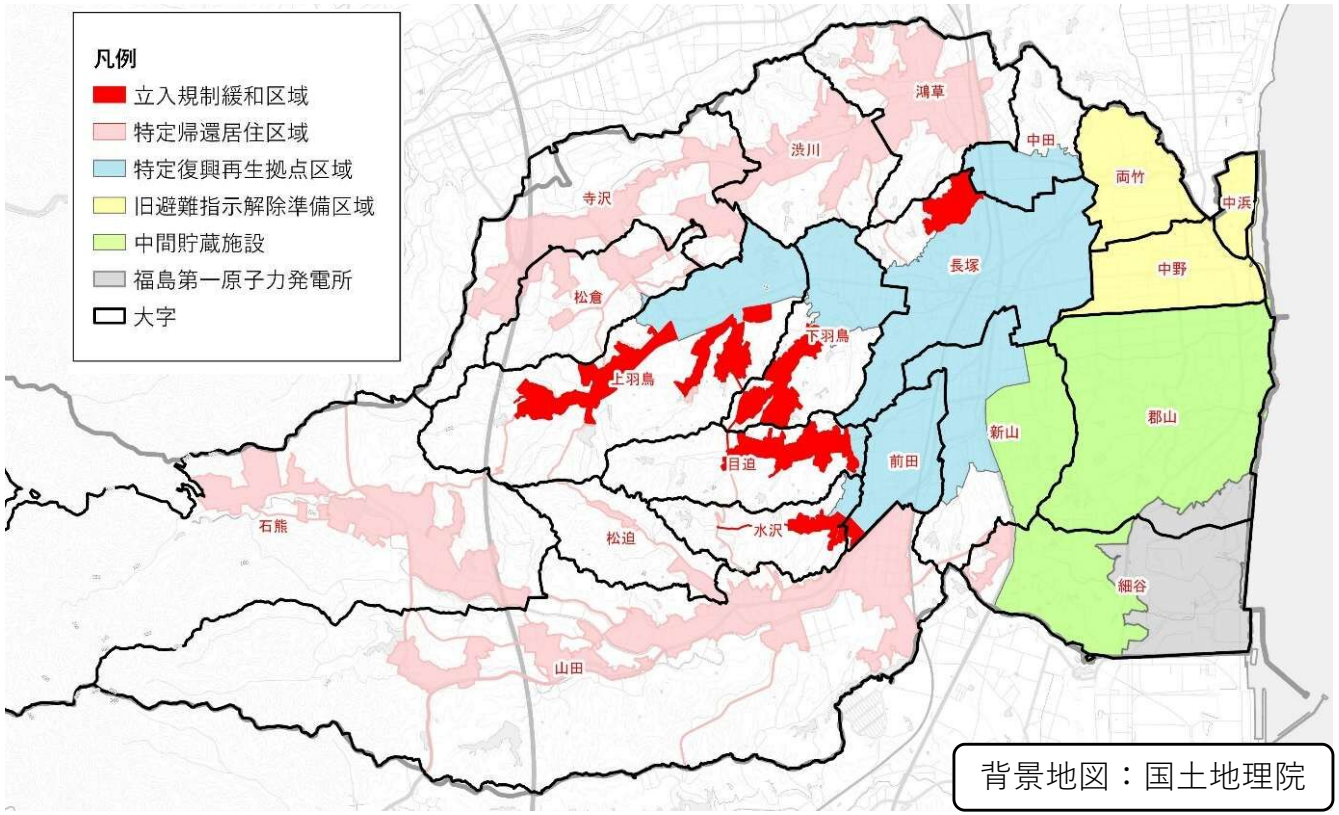
(3)特定帰還居住区域について

住民生活課

（3）-1 特定帰還居住区域について

特定帰還居住区域は、これまで２回実施した**帰還意向調査**で**「帰還意向あり」**と回答いただいた方の生活圏に基づき認定された区域となります（下図の桃色と赤色の区域が双葉町の特定帰還居住区域です。）。

双葉町特定帰還居住区域



（※）避難指示解除のための３つの要件について

①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること

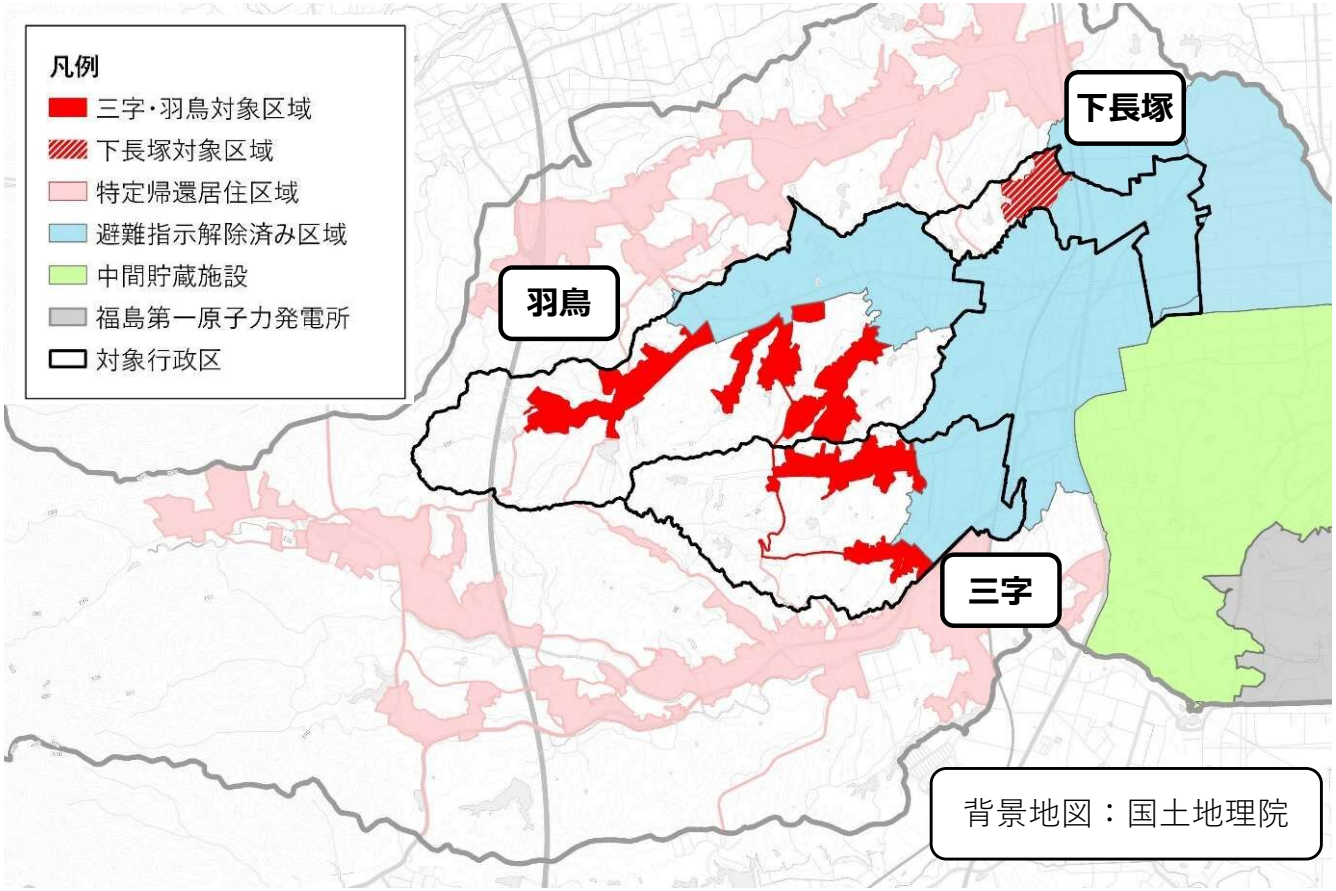
②日常生活に必須なインフラ・生活関連サービスが概ね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

③県、市町村、住民の方々との十分な協議

（3）-2　特定帰還居住区域について

特定帰還居住区域のうち**三字、羽鳥行政区**の**対象区域**において、避難指示解除の準備が整いつつあることから、**１２月に避難指示解除が**できるよう調整を進めております。
下長塚行政区においては引き続き**令和８年度中の避難指示解除**に向け、取り組んでまいります。

（注）特定帰還居住区域の家屋等の**解体申請の受付**は、**避難指示解除後1年で締切**になります。



○除染後の取組について

環境省において、事後モニタリングやご相談いただいた場所の線量調査を実施し、状況に応じてフォローアップ除染を行うなど個別に対応してまいります。

○防犯対策について

立入規制緩和後、対象区域のパトロールを強化しています。今後、警察などとさらに連携し、パトロール強化等の対策を依頼します。

○帰還準備宿泊費補助について

立入規制が緩和された区域において、避難指示解除までの期間に帰還 準備のため町内の宿泊施設を利用された場合に、宿泊費の一部（お１人につき１泊上限4,500円）を補助しています。

(3)-3 特定帰還居住区域について

【第３期帰還意向調査のお知らせ】

- ▻ 実施時期：12月下旬頃に開始予定
- ▻ 対象世帯：第１期及び第２期の帰還意向調査において、
 - ①「帰還意向なし」と回答された世帯
 - ②「保留」と回答された世帯
 - ③「未回答」の世帯
- ▻ 周知方法：町ＨＰや広報誌によりお知らせします。

注）上記調査で「帰還意向あり」と回答した場合、すぐに戻らなければならないということはありません。「将来的に帰りたい」とお考えの場合も「帰還意向あり」と回答いただくことが可能です。
これまで２回実施しております。
◎第１期帰還意向調査：R4.8～R6.2に実施
◎第２期帰還意向調査：R6.12～R7.11に実施

(4)営農再開に向けた取組について

農業振興課

【営農意向調査実施のお知らせ】

1　調査の目的と内容

特定帰還居住区域での営農再開を進めるため、帰還される皆さまの営農再開のご意向に基づき、農地や必要な農業水利施設を特定し、**農地や水利施設を特定帰還居住区域に追加し、その除染や復旧整備を進めていくための調査です。**

2　対象となる方

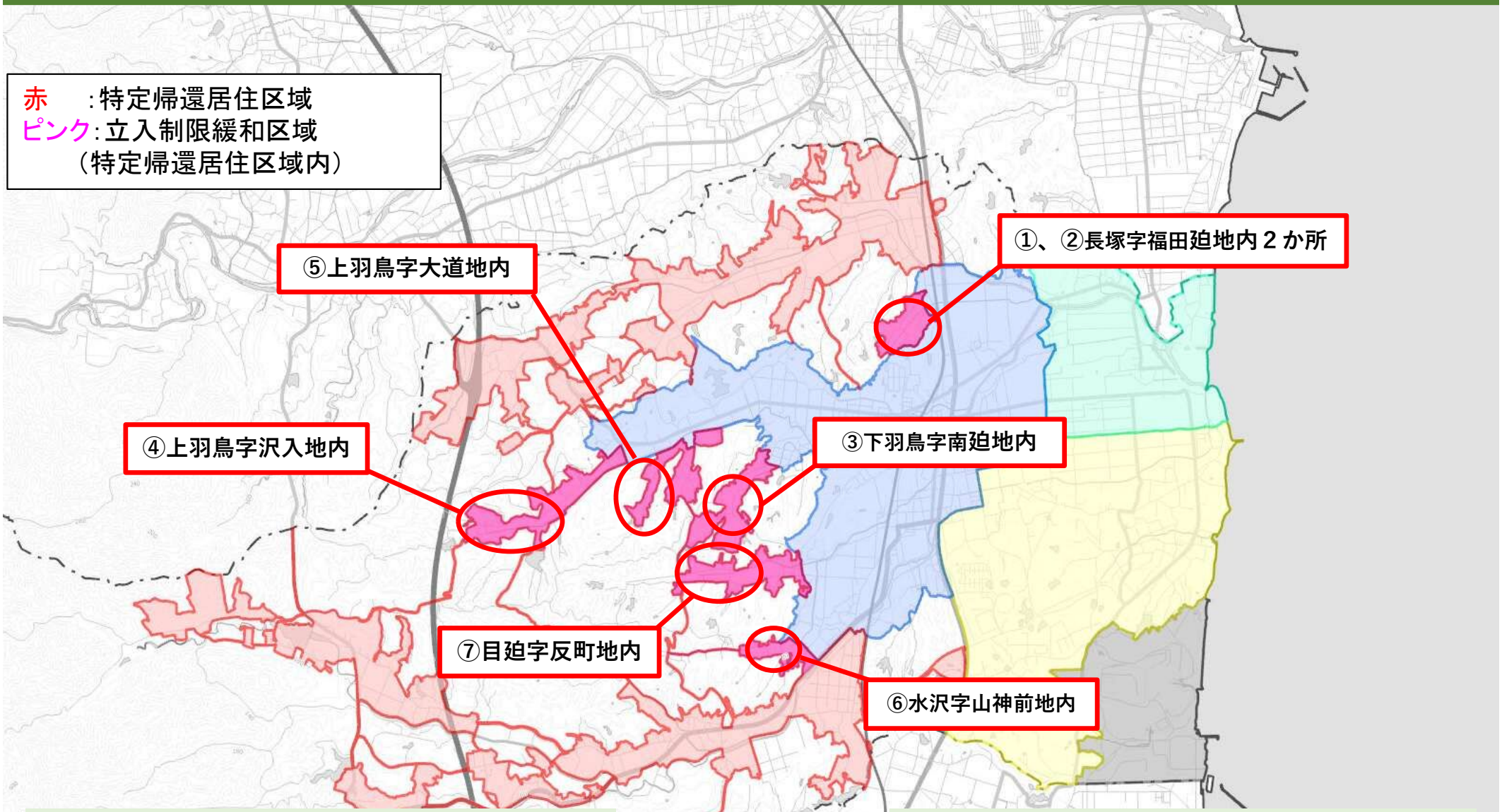
帰還意向調査の対象者（帰還意向ありで回答済みの方も含まれます。）

3　今後の予定

・第３期帰還意向調査と**同時に**営農意向調査を実施（**令和８年12月下旬頃に送付予定**）

・営農意向調査を実施する前に住民説明会を開催予定

(4)-2　双葉町の営農再開に向けた取組状況(特定帰還居住区域)



●①～⑦の立入制限緩和区域内において、野菜の出荷制限解除に向けて、野菜の試験栽培の取組を進めています。
●コメの試験栽培は、水利の状況を踏まえて進めてまいります。

〈営農に関する今後の方向性〉
●営農意向調査を実施し、調査に基づいた特定帰還居住区域の追加を行う。
●農業用水利施設の整備、復旧を進める。
●担い手の確保を進める。

（4）-3　双葉町の営農再開に向けた取組状況（避難指示解除区域）

①羽鳥地区・長塚地区（営農再開面積：2．4ha）
- 上羽鳥地区（計画面積13．1ha）で基盤整備事業に着手し、令和7年度に測量設計を実施。令和8年度に支障物の撤去を行い、令和9年度より工事着手予定。
- 下羽鳥・長塚地区（計画面積36．9ha）では、県営ほ場整備事業を進めるため、令和8年度から測量設計に着手。
- 地元農業者及び株式会社JAアグリサポートふたばが営農中。

②中田地区
- トマトの養液栽培施設については、令和7年度に造成 工事及び建築設計を実施。令和8年度に建築工事に着手し、令和10年の稼働を目指す。
- 営農再開については、基盤整備事業に着手し、令和7年度から令和9年度まで測量設計を実施。令和10年度に工事着手予定。
（計画面積36．1ha　長塚三ノ宮地区も含む。）

養液栽培施設（令和10年稼働）



③両竹地区
- 営農再開に向けて、令和8年度に地権者へ今後の方向性について、説明会及び意向調査を実施。
ほ場整備事業の実施に向けて、地権者と調整中。
（計画面積28．7ha）

④中野地区（営農再開面積：1.2ha）
- 株式会社JAアグリサポートふたばが営農中。

⑤下長塚地区
- 株式会社耕福が、約1haで、試験的に作付中。
- 基盤整備事業を計画中。

⑥三字地区（営農再開面積：8．0ha）
- 有限会社安井ファームが営農中。
- 基盤整備事業を計画中。

- 令和7年度新山地区、下長塚地区でコメの実証栽培を実施。（基準値以下）
- 令和8年度も引き続き同地区で実施中。

コメの実証栽培（令和8年度）



緑　：旧避難指示解除準備区域
青　：特定復興再生拠点区域
黄　：中間貯蔵施設

(5)双葉町立認定こども園・義務教育学校について

教育総務課

（5）-1　新教育施設（認定こども園・義務教育学校）の校名について

命名の前提条件：私たちが創る「世界にひとつの双葉の学校」

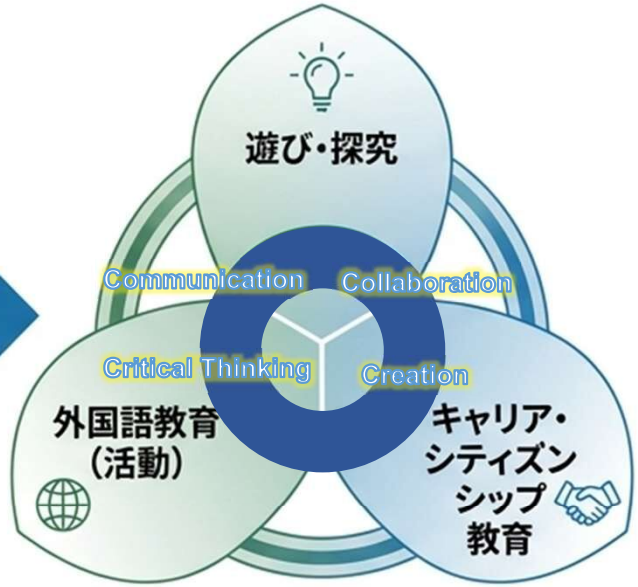
空間の融合



この『空間』と『理念』を体現し、
かつ235の想いを内包する
最適な『器（名前）』が求められている。

0歳～15歳のシームレスな接続
地域住民も共に学ぶ「みんなの学校」

理念の軸



「『せかい』を創る『わたし』を育む」

「遊び・探究」　「外国語教育」　「キャリア・シティズンシップ教育」

ふたばゆうがくしゃ

双葉町立 双葉遊学舎



【「双葉遊学舎」に込めた思い】
学習の主体者である子どもたちが(大人も)、多様な世界(world)、得意分野(field)、社会(society)からなる「せかい」を自ら構築し、自らの意思で人生を舵取りできる学校・こども園を目指す。
幼児期における「自発的な遊び」を、義務教育段階における「個別最適な探究活動」へとシームレスに往還・発展させるため、学習者の「好き」からはじまる遊び(英語での活動も含む)を重視し、そこから自律的な学びにつなげていくことを教育理念とする。遊学舎において、多様な「ひと・もの・こと」とつながるきっかけを見つけ、「多様な世界(world)、得意分野(field)、社会(society)」へ歩み出す学習者が育つ場所(「はじまりの丘」)であってほしいと願う。

(5)-3　双葉町立認定こども園・義務教育学校　基本理念・方針

「世界にひとつの双葉の学校」保育・教育理念

「せかい」を創る「わたし」を育む

「せかい」とは　“world（世界）”、“field（得意分野）”、“society（社会）”

学習の主体者である「わたし」が、**「好きなこと・得意なこと・やってみたいこと」に夢中になれる**、また、自分の強み（自分らしさ）や背景等を自覚し、**多様な世界で生きる他者と相互に作用しながら、国内にとどまらず世界をフィールドに活躍し、社会の担い手となる「わたし」を育む**、そんなこども園・義務教育学校を目指します

「世界にひとつの双葉の学校」における柱となるカリキュラム



（新教育施設設立準備室note）

（5）-4　双葉町教育大綱【令和8年度～令和12年度】

概 要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定により、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策をまとめたもの
これまで大綱（教育大綱）に代えるものとして、「教育基本法」第17条第2項の規定により、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として「教育振興基本計画」を策定していたが、今回の改訂により教育大綱としてまとめ直す

【対象期間】 令和8年4月から令和13年3月まで。なお、今後の社会情勢や教育情勢等の変化を踏まえながら、中間年（令和11年を目途）で見直しを図る

【関連計画】 双葉町復興まちづくり計画（第3次）、双葉町こども計画（計画期間：R7～R11）、
〈国〉第4期教育振興基本計画 （計画期間：R5～R9）、〈県〉第7次福島県総合教育計画（計画期間：R4～R12）

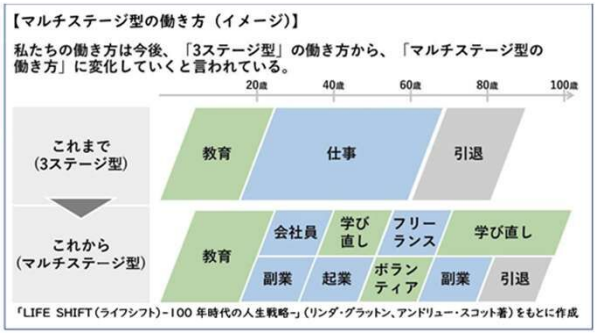
（双葉町教育大綱）

基本方針

双葉町復興まちづくり計画（第3次）の基本理念である「“町民一人一人の復興”」を踏まえ、双葉の豊かな自然や文化財、町民同士の温かな人間関係の中で、**学習者（子ども、町民等）が生き生きと学び、それぞれの未来を豊かにできるよう、魅力ある教育環境の実現を目指す**

【背　景】少子化・人口減少・高齢化に伴う生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が急速に変化し、予測困難な時代になると予想され、本町ではこれからの社会を先取りした状況が顕在化

【働き方】今後は「マルチステージ型の働き方」（※右図参照）となり、一生涯の中で様々な仕事に従事しながら、その度に必要な学びを得ていくことが求められる



教育目標

**自分の「やってみたい」を生涯にわたって探究し続け
自らの可能性を追求する学習者※の育成**

※ 学習者は、“遊び”を探究し続ける“幼児”も含む「子ども」、またそれ以外の「大人」等のこと

施策体系

教育目標を具現化するため、双葉町においては、帰還者と国内外からの移住者とが共に学ぶ状況を見据え、**①“個の多様性”**を前提としながら、**②学習者自らが“自己決定”**するとともに、**③学びに向かうための“環境設計”**の視点をもって、以下の基本施策を柱にしながら、教育施策を推進します

※イメージ図



Ⅰ. 学習者の可能性を最大限引き出すための学びを生み出す

- ☐ 世界をフィールドにした学びの実現
- ☐ 新たな時代に対応した学びの実現
- ☐ デジタル技術による学びの転換

Ⅱ. 地域の“財（材）”を活用し、生涯において学ぶ機会をつくる

- ☐ 生涯学習・体験学習の機会充実
- ☐ 歴史・文化の保存・継承・活用
- ☐ 地域と学校の連携推進

Ⅲ. 多様性を尊重した学びで共生社会をつくる

- ☐ それぞれの個性が生きる支援体制の充実
- ☐ 子どもたちの学びの多様化推進
- ☐ インクルーシブな環境の整備

Ⅳ. 学習者中心の学びを支える環境を整備する

- ☐ 学びの拠点となる義務教育学校等の整備・運営
- ☐ 学校の指導・運営体制の充実
- ☐ 地域における生涯学習基盤の整備

(6)太陽光発電に関する取組について

建設課

（6）-1　太陽光発電に関する取組について

令和７年度町政懇談会でいただいたご意見を踏まえ、町として条例を整備しました。

条例の趣旨　⇒　事業者の計画段階から事業終了まで町が関与・確認
事業者と住民の皆さまが対話する機会を設定

＜条例の主なポイント＞

１　対象設備

出力１０ｋｗ以上の太陽光発電設備。ただし、以下のものを除きます。
（１）建物の屋根、屋上、壁面に設置するもの
（２）発電した電気を自らの施設や隣接地で消費する設備

２　町との事前協議

事業者は行政区や近隣住民の皆さまへの説明会などを行う前に、関係法令にかかる規制の有無や担当部署との協議結果を町に報告が必要です。

３　説明会の開催

事業者は新たな設備を設置する前に、行政区や近隣住民の皆さま、隣接地の所有者の方々へ説明会を開催する必要があります。

４　立ち入り調査、指導及び勧告等

条例を遵守しない、不適正な事案が発生した場合、町は指導・助言・立入調査・勧告を行います。
正当な理由なく勧告に従わない場合は事業者名等を公表することがあります。

「双葉町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例」は、双葉町の復興や将来の土地利用、生活環境などに配慮しながら、「地域との調和を図り、適正に設置し、最後まで責任を持って管理してもらう」ためのルールです。

(6)-2 皆さまから寄せられたご意見への対応

寄せられたご意見	条例に基づく対応
勝手に設置されないの？	町は、事業者の計画段階で事前協議を行い、関係法令を遵守しているか確認します。 事業者は、町民の皆さまに住民説明会などの方法で事業説明を行います。工事着手前には町へ設置届を提出し、受理されなければなりません。
地域への説明はあるの？	事業者には、事業者責任で説明会を開催し、近隣住民等への説明と設置場所が所在・隣接する行政区への説明を求めます。 事業者は、質問や意見に誠実に回答しなければなりません。
住民から反対意見が出たら？	反対意見の有無だけで直ちに届出不受理とはなりませんが、皆さまのご意見は重要と捉えています。 町は、皆さまから出されたご質問やご意見に対し、事業者がどのように説明・対応したかを確認します。
草刈りなどをせず放置されたら？	発電事業を行っている間、自然環境・景観・生活環境の保全や災害防止のため、発電設備を適正に管理することを事業者に義務付けています。
事業が終わった後は？	事業を廃止する時は町への届出が必要です。 設備を放置せず、関係法令に従って撤去・適正処分することを求めます。
条例（ルール）を守らない事業者への対策は？	町は必要に応じて報告・資料提出を求め、立入調査、指導・助言、勧告を行います。正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者名等を公表する場合があります。


太陽光発電に関する取組について
至　浪江町
寺内前霊園
国道6号
復興シンボル軸
双葉駅
双葉中学校
双葉高校
国道6号
中間貯蔵施設
前田の大スギ
国道288号
至　大熊町
双葉町内太陽光発電設備の
設置状況（令和8年9月時点）
両竹・鴻草・渋川地区の太陽光発電事業は除く
太陽光パネル設置箇所　（70筆44カ所）

(7)令和9年度町税の課税の方向性について

戸籍税務課

（7）-1　令和9年度町税の課税の方向性について

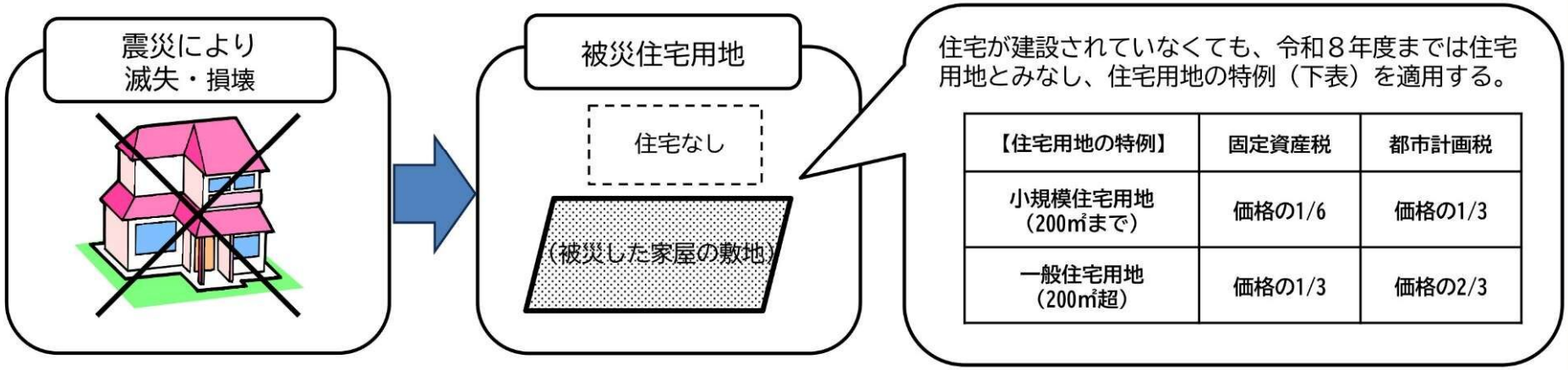
令和9年度税制改正要望

被災住宅用地に係る固定資産税等の特例措置の縮減・延長

復興庁 Reconstruction Agency 復興・創生　その先へ

現行制度

● 被災した住宅の敷地（被災住宅用地）については、令和8年度まで当該敷地を住宅用地とみなし、住宅用地の特例（一般措置）を適用するもの。



【住宅用地の特例】	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地（200㎡まで）	価格の1/6	価格の1/3
一般住宅用地（200㎡超）	価格の1/3	価格の2/3

現状と課題

東日本大震災の発災から15年余りが経過し、被災地の復興は着実に進捗してきている一方、福島県については、現在でも多くの住民が長期にわたる避難生活を余儀なくされていることから、引き続き本特例による支援が必要。

改正内容

本特例措置を適用する被災住宅用地の所在地を全国から福島県内に限定した上で、適用期限を3年間延長し、令和11年度までとする。

※適用対象外となる地域においても、従前の取扱いが継続されるよう、令和10年度まで2年間の経過措置を設ける。

資　料

令和８年度

双葉町帰還促進住宅支援事業補助金

双葉町内にご自宅を取得して住まわれる方に



最大 **800万円** 補助いたします！

■補助要件

・平成23年３月11日時点で双葉町に住民登録があり、町内に住宅を取得し、居住する意思がある方
・町税等の町徴収金の滞納がない方　等

※「双葉町住宅修繕等補助金」を申請された方は本補助金の申請はできません。

■補助対象経費

双葉町内において、自ら居住する住宅を新築、あるいは中古住宅を取得した際に要した経費

※土地取得費や、外構などの居住部分以外の経費は、補助対象とはなりません。

■補助金額

〇新築の場合
対象経費の10/10（上限額800万円）

〇中古住宅取得の場合
対象経費の1/2（上限額300万円）

※新築・中古住宅取得のいずれの場合でも、「被災者生活支援金」を既に受領している場合は、その金額を対象経費から控除します。

■備　考

令和８年度申請分は令和９年3月１日（月）まで受付を行います。

■補助対象となるケース

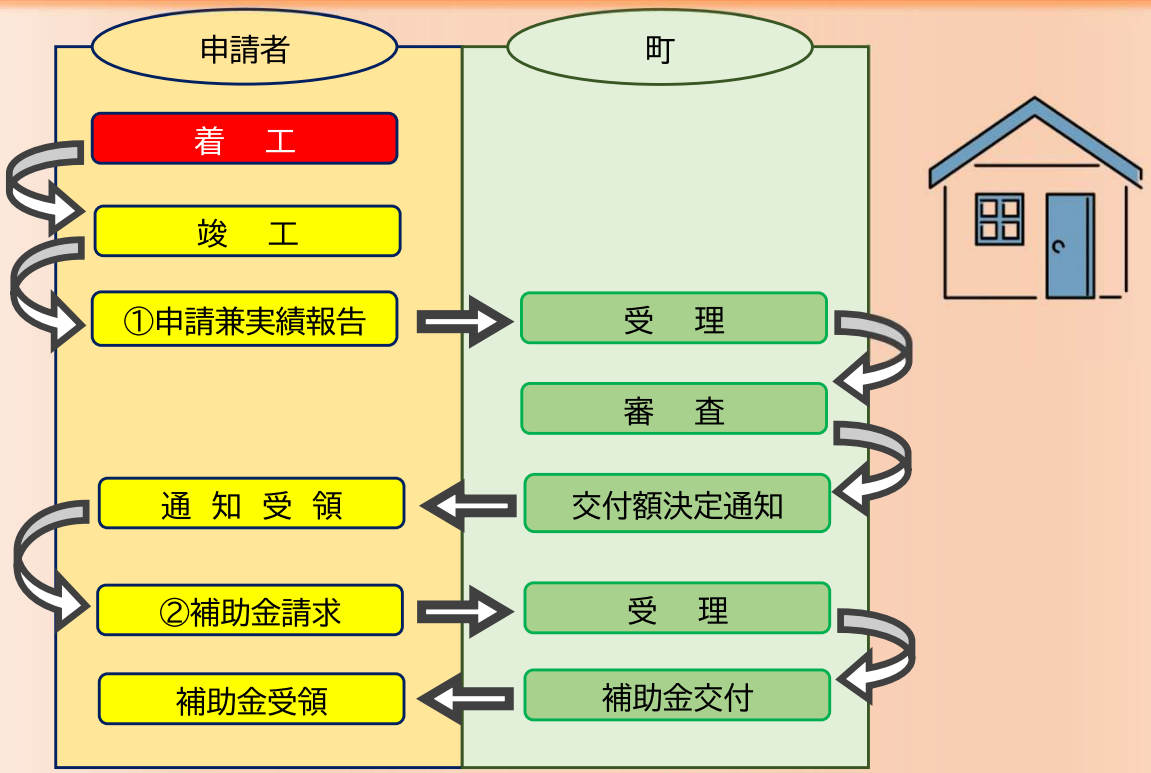
【ケース1：住宅を新築】
・新築費用：3,000万円
・対象外経費なし
【補助金額】
3,000万円×10/10＝3,000万円
補助金上限は800万円までなので
支給額は800万円

【ケース2：土地を取得し、住宅等を新築】
・新築費用：6,000万円
・対象外経費：土地購入費2,000万円
外構等500万円
【補助金額】
（6,000万円－2,500万円）×10/10
＝3,500万円
補助金上限は800万円までなので
支給額は800万円

【ケース3：土地を含む中古住宅を取得】
・中古住宅取得費用：3,000万円
・対象外経費：土地購入費2,000万円
・被災者生活再建支援金受領額：300万円
【補助金額】
（3,000万円－2,000万円－300万円）×1/2
＝350万円
補助金上限は300万円までなので
支給額は300万円

【お問い合わせ先】双葉町住民生活課　☎ 0240-33-0126
ホームページ　「双葉町　帰還促進　住宅　補助金」で検索または二次元コードよりご確認ください。
（URL→https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/12767.htm）
【書類提出先】〒979-1495　福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4　双葉町住民生活課あて

双葉町帰還促進住宅再建支援事業補助金の申請方法等



①申請兼実績報告 に必要な書類

（１）双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第１号）
（※令和2年3月4日から令和4年8月30日までの間に住宅取得が完了している場合）
双葉町帰還促進住宅支援事業補助金（遡及分）交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
（２）同一世帯員全員の住民票の写し
（３）誓約書兼同意書（別記様式１）
（４）同一世帯全員の納税証明書
（５）補助対象住宅に係る案内図、配置図、平面図、立面図、写真その他
補助対象住宅の内容が確認できる書類
（６）居住部分の延べ面積が確認できる図面（平面図等）
（７）補助対象住宅の登記事項証明書の写し（申請者本人又は申請者と同一世帯に属する者が
登記事項に係る名義人となっているものに限る。）
（８）建築基準法第７条第５項若しくは第7条の2第5項の規定により交付を受けた検査済証の
写し又は同法第6条第4項若しくは第6条の2第１項の規定により交付を受けた確認済証
の写し（当該住宅を都市計画区域内に新築又は売買により取得した場合に限る。）
（９）耐震診断を受けたことが確認できる書類（昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅である場合
に限る。）
（１０）工事請負契約書又は売買契約書の写し（申請者本人又は申請者と同一世帯に属する者が契約者に
なっているものに限る。）
（１１）補助対象住宅の取得に要した費用の支払いに係る請求書及び領収書の写し

②補助金請求 に必要な書類

（１）双葉町帰還促進住宅支援事業補助金交付請求書（様式第4号）
（２）振込先口座が確認できる預金通帳の写し

【お問い合わせ先】双葉町住民生活課　☎ 0240-33-0126
ホームページ（様式のダウンロード含む）「双葉町　帰還促進　住宅　補助金」で検索または二次元コードよりご確認ください。（URL→https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/12767.htm）
【書類提出先】
〒979-1495　福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4　双葉町住民生活課あて

令和８年度

双葉町住宅修繕等支援事業補助金

双葉町内のご自宅を修繕して住まわれる方に



最大 **300万円**

補助いたします！

■補助要件

- 平成23年３月11日時点で双葉町に居住しており、居住していた住宅を修繕し、再び居住する意思がある方
- 町税等の町徴収金の滞納がない方
- 被災者生活再建支援金を受給していない方　等

※双葉町帰還促進住宅支援事業補助金を申請された方は本補助金を申請できません。

■補助対象経費

①業者に依頼して行う修繕工事費
又は
②自分で行う修繕工事費（DIY）

※設備の新設や増設、また、外構などの居住部分以外の修繕経費は補助対象とはなりません。

■補助金額

対象経費の1/2（上限300万円）

※住宅清掃費補助金を受給している場合は「対象経費の1/2」の額から差し引きます。

■備　考

令和８年度申請分は令和９年3月１日（月）まで受付を行います。

■補助対象事例

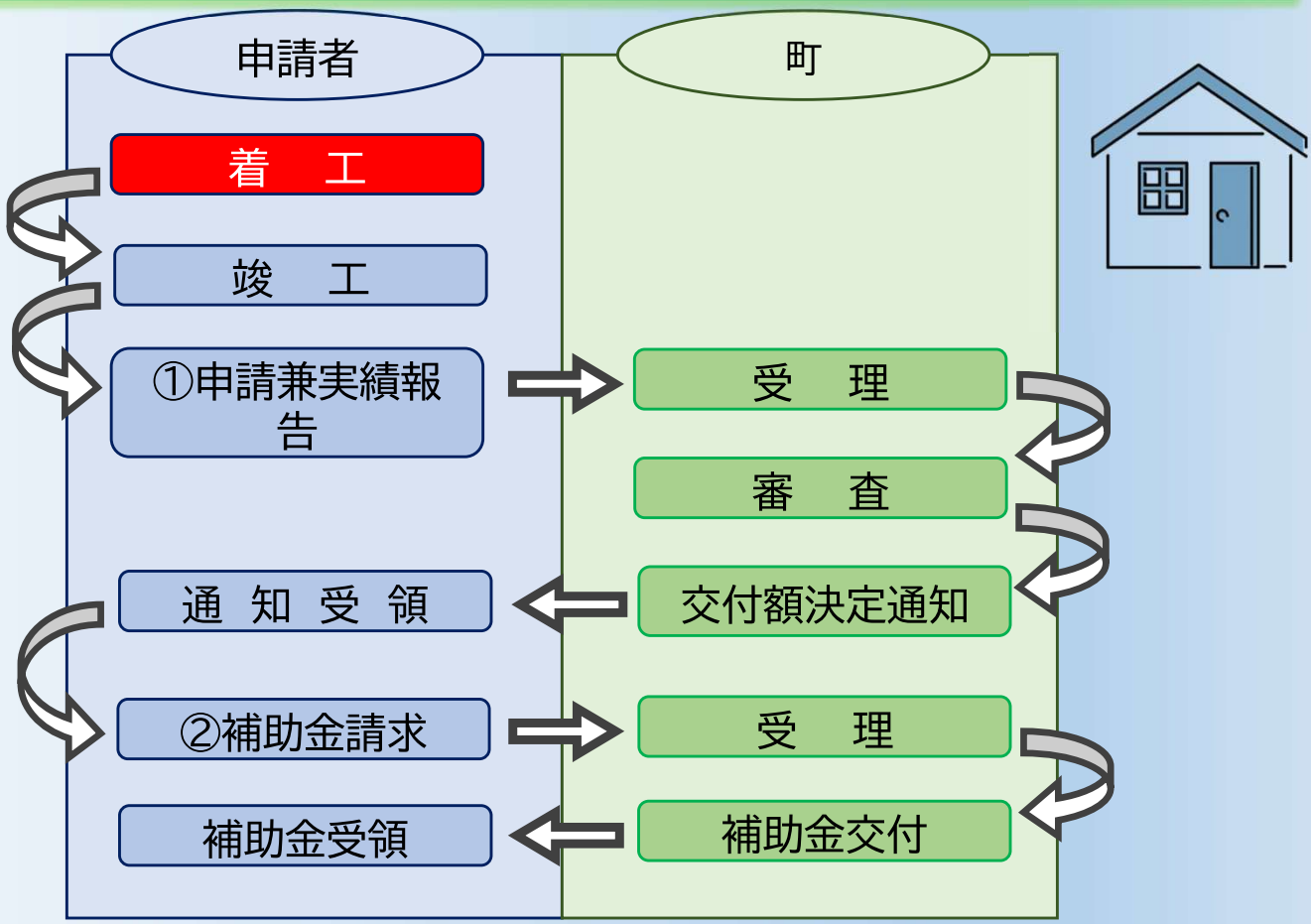
【ケース1】
・経費600万円
・対象外経費なし
・住宅清掃費補助金受給なし
【補助金額】
600万円×1/2＝**300万円**

【ケース2】
・経費250万円
・新規設備導入経費100万円
・住宅清掃費補助金受給なし
【補助金額】
（250万円-100万円）×1/2＝**75万円**

【ケース3】
・経費200万円
・対象外経費なし
・住宅清掃費補助金30万円受給済
【補助金額】
200万円×1/2＝100万円
100万円-30万円＝**70万円**

【お問い合わせ先】双葉町住民生活課　☎ 0240-33-0126
ホームページ　「双葉町　住宅　修繕　補助金」で検索または二次元コードよりご確認ください。
（URL→ URL→https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/item/17540.htm ）
【書類提出先】〒979-1495　福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4　双葉町住民生活課あて

双葉町住宅修繕等支援事業補助金の申請方法等



①申請兼実績報告 に必要な書類

（１）双葉町住宅修繕等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
（※令和2年3月4日から令和4年8月30日までの間に住宅の修繕等に着手、完了している場合）
双葉町住宅修繕等支援事業補助金（遡及分）交付申請書兼実績報告書（様式第2号）
（２） 修繕等を実施した住宅の位置図
（３） 建物登記簿謄本又は所有を証明する書類の写し
（４） 修繕等の前後の状況を確認することができる写真
（５） 住宅の修繕等に係る費用の内訳が記載されている見積書又は契約書等の写し
（６） 修繕等工事に係る完成図書
（７） 修繕等に要した経費の支払いに係る請求書及び領収書の写し

②補助金請求 に必要な書類

（１）双葉町住宅修繕等支援事業補助金交付請求書（様式第4号）
（２）振込先口座が確認できる預金通帳の写し

※これまでの「双葉町住宅再建支援事業補助金」を既に受領されている方で、補助対象経費の1/2の額が従来の補助上限額100万円を超えていた方には、変更後の補助上限額300万円までの差額（従前の事業実績報告のあった経費から算出）を支給いたしますので、ご相談ください。

【お問い合わせ先】双葉町住民生活課　☎ 0240-33-0126

ホームページ（様式のダウンロード含む）「双葉町　住宅　修繕　補助金」で検索または二次元コードよりご確認ください。
（URL→https://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/item/17540.htm）

【書類提出先】

〒979-1495　福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4　双葉町住民生活課あて